

区を被上告人とする上告の提起等について

1 事件名

- (1) 上告提起事件
- (2) 上告受理申立て事件

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民
被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年) 2月25日 東京地方裁判所に訴えの提起
4月22日 訴状送達
12月23日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し
令和4年(2022年) 1月4日 東京高等裁判所に控訴の提起
2月8日 控訴状送達
6月9日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し
6月10日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申
立て
7月15日 上告状兼上告受理申立書送達

4 事案の概要

本件は、上告人兼申立人が、中野区長名で中野区文化財保護審議会の傍聴ができない旨の処分その他公権力の行使を受けたため、公開を求めて中野区長に審査請求書で審査請求をした後、中野区長が当該審査請求書を中野区教育委員会に送付し、中野区教育委員会が当該審査請求に係る裁決をしたところ、審査請求の手続等に違法があり、国民の知る権利の侵害を受けた上告人兼申立人の精神的苦痛は極めて大きいと主張し、被上告人兼相手方に対し、160万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

上告人兼申立人は、第1審の判決では上告人兼申立人の損害賠償請求は理由がないとして上告人兼申立人の請求が棄却され、第2審の判決では控訴が棄却されたため、これを不服とし、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたものである。

5 上告及び上告受理申立ての趣旨

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。